

平成31年3月7日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第13号

1. 成年後見制度の診断書の書式の改定と本人情報シートの導入

平成31年4月より、成年後見制度の利用にあたって必要な診断書の書式が改定されるとともに、新たに本人情報シートが導入される予定です。そこで、今回、最高裁判所より診断書書式の改定のポイントや本人情報シートの内容・活用方法について伺いました。

➤ 本号の掲載内容

1. 成年後見制度の診断書の書式の改定と本人情報シートの導入
2. 岐阜県関市、中核機関を設置

改定後の診断書書式(左)と新たに導入される本人情報シート(右)
(画像をクリックすると画像が拡大します)

(家庭裁判所提出用) **診断書** (成年後見制度用) (表 面)

1 氏名 男・女
年 月 日生 (歳)

住所

2 医学的診断
診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)

所見 (現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)

各種検査
長谷川式認知症スケール () 点 (年 月 日実施) () 実施不可
MMSE () 点 (年 月 日実施) () 実施不可
脳の萎縮または損傷の有無
 あり ⇒ () 部分的にみられる () 全体的にみられる () 著しい () 未実施
 なし
知能検査

その他

短期間内に回復する可能性
 回復する可能性は高い () 回復する可能性は低い () 分からない
(特記事項)

3 判断能力に関する事項

判断することが難しい場合がある。
判断することができない。
判断することができない。

裏面に続く

裏面

本人情報シート (成年後見制度用)

※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 年 月 日

本人氏名: _____	作成者氏名: _____ 印
生年月日: _____ 年 月 日	職業(資格): _____
	連絡先: _____
	本人との関係: _____

1 本人の生活場所について
 自宅 (自宅での福祉サービスの利用 あり なし)
 施設・病院
→ 施設・病院の名称 _____
住所 _____

2 福祉に関する認定の有無等について
 介護認定 (認定日: 年 月)
 要支援 (1・2) 要介護 (1・2・3・4・5)
 非該当
 障害支援区分 (認定日: 年 月)
 区分 (1・2・3・4・5・6) 非該当
 療育手帳・要の手帳など (手帳の名称 _____) (判定 _____)
 精神障害者保健福祉手帳 (1・2・3 級)

3 本人の日常・社会生活の状況について
(1) 身体機能・生活機能について
 支援の必要はない 一部について支援が必要 全面的に支援が必要
(今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等)

(2) 認知機能について
日によって変動することがあるか: あり なし
(※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアエの項目は裏面にあります。)

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について
 意思を他者に伝達できる ほとんど伝達できない

イ 日常的な行為に関する理解について
 理解できる ほとんど理解できない

ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について
 記憶できる ほとんど記憶できない

裏面



なぜ、診断書の書式を改定することになったのですか？

法律上、家庭裁判所が成年後見制度の利用開始を認めるか否かの判断をする際には、原則として、本人の精神の状況について鑑定をしなければなりません。明らかに鑑定の必要がないと認めるときは、鑑定を行う必要はないとされています。現在、家庭裁判所では、成年後見制度の利用開始の申立てをする方に対し、本人の精神上の障害の有無を確認する資料とするため、医師が作成した診断書を提出していただくよう求めています。

診断書の提出を求める運用は、鑑定の要否の判断との関係で家庭裁判所の迅速な審判に資するものではありませんが、成年被後見人となった場合には、行為能力が制限されるなど本人に大きな影響があることから、補助・保佐・後見の判別は、十分な情報に基づき、適切に行われる必要があります。

診断書の書式の改定や本人情報シートの導入により、これまで以上に補助・保佐・後見の類型について適切に判断でき、利用者の判断能力に応じた自己決定権の尊重や本人保護といった制度趣旨が実現でき、利用者がメリットを実感できる制度へとつながることが期待されます。



基本計画に以下の記載があります。

(基本計画 P.9 抜粋)

迅速な審判を図りつつ、より実態に即した適切な判断を可能とするため、医師が診断書等を作成するに当たっては、福祉関係者等が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、診断書等の在り方についても検討するとともに、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。

基本計画における指摘を踏まえ、最高裁判所では、関係府省と連携し、認知症高齢者・障害者の関係団体や、医師・福祉関係の団体から意見を聴取するなどして検討に取り組み、診断書の書式を改定するとともに、本人を支える福祉関係者に、本人の日常生活や社会生活の状況に関する情報を記載していただけるよう、新たに本人情報シートの書式を作成することとなりました。



診断書の書式改定のポイントを教えてください。

ポイントは、大きく2つになります。

判断能力についての意見欄の見直し

まず、1つ目のポイントは、「判断能力についての意見欄の見直し」です。検討の中で、従前の書式が財産管理能力の確認に偏り過ぎているとの指摘があったことなどを踏まえ、各チェックボックスの表現については、現在の「自己の財産を管理・処分する」という文言から、「契約等の意味・内容を自ら理解し、判断する」という文言に変更するとともに、近時の意思決定支援の考え方を踏まえ、後見類型に該当

する者については、「支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない」という表現にするなど、家族等によって提供されることが期待される適切な援助行為という意味での「支援」という概念を取り入れる形で表現を変更しています。

判定の根拠を明確化するための見直し

2つ目のポイントは、「判定の根拠を明確化するための見直し」です。

現在の書式では、判定の根拠については自由記載となっていますが、精神上的障害の有無と程度について、判定の根拠を具体的に記載していただく欄を設けることにしました。具体的には、見当識、他人との意思疎通、理解力・判断力及び記憶力の4つの項目について、障害の有無と程度を具体的に記載する欄を設けています。

見当識とは、時間、場所、周囲の人・状況などについて正しく認識する機能のことをいいます。



診断書の書式が改定され、本人情報シートが導入されると、補助・保佐・後見類型の判断基準が変わるのでしょうか。

診断書の書式の改定や本人情報シートの導入は、補助・保佐・後見類型の判断基準を変更するものではありません。本人情報シートの導入によって、医師は、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な資料に基づきよりの確に判断することができ、また、診断書の書式を改定することで、医師が本人の生活状況等を踏まえた診断プロセスや自らの医学的判断をよりの確に表現できるようになると考えています。



本人情報シートの活用方法について教えてください。

本人情報シートの活用方法としては、大きく3つの場面を想定しています。

第一に、医師が診断を行う際の補助資料としての活用です。

後見等開始の申立てを行いたいと考えている本人やその親族は、本人の福祉の担当者に対し、本人情報シートの作成を依頼します。本人

本人情報シートは誰が記載することを想定しているのですか。

本人情報シートは、本人を支援している福祉関係者に、本人の日常生活や社会生活の状況に関する情報を記載していただき、医師に本人の生活状況等を伝え、医学的な判断をする際の補助資料としていただくツールとして作成しました。したがって、本人情報シートは、本人の身近なところで、職務上の立場から、本人の生活全般について福祉の面で支援されている方によって作成されることが望ましいと考えています。

具体的には、ソーシャルワーカーとして本人の福祉を担当している社会福祉士、精神保健福祉士の方々、例えば、介護支援専門員、相談支援専門員として本人を支援されている方々や、病院や施設の相談員、市町村が設置する地域包括支援センターや、社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員などによって作成されることを想定しています。



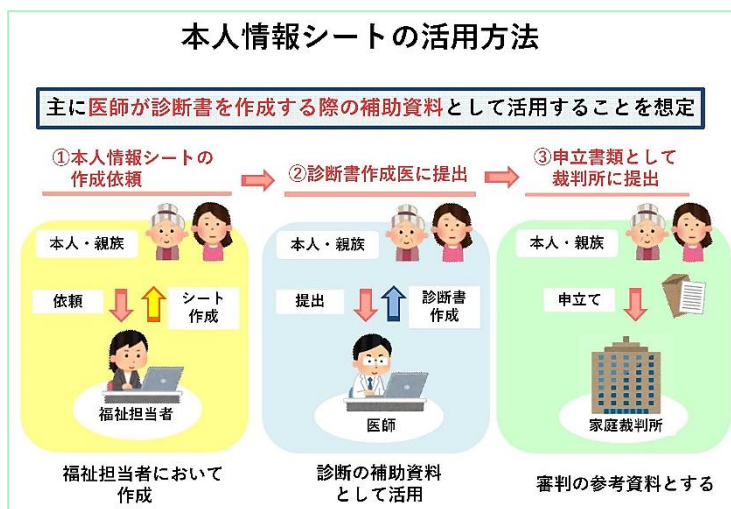
や親族は、医師に診断書の作成を依頼する際に、福祉担当者に作成してもらった本人情報シートを渡します。医師は、本人情報シートに記載されている情報も参考にすることで、よりの確な診断が可能になると考えます。

第二に、裁判所における本人の判断能力と後見人選定の検討資料としての活用です。

本人や親族は、裁判所に後見等開始の申立てをする際に、診断書と本人情報シートを申立書類に添付して提出します。本人情報シートの提出を受けた裁判所は本人の精神の状況について判断する際の資料とするだけでなく、誰を後見人に選任すべきかを判断する際の有益な資料にもすることができ、その結果、本人の身上監護をも重視した後見人の選任ができると考えられます。

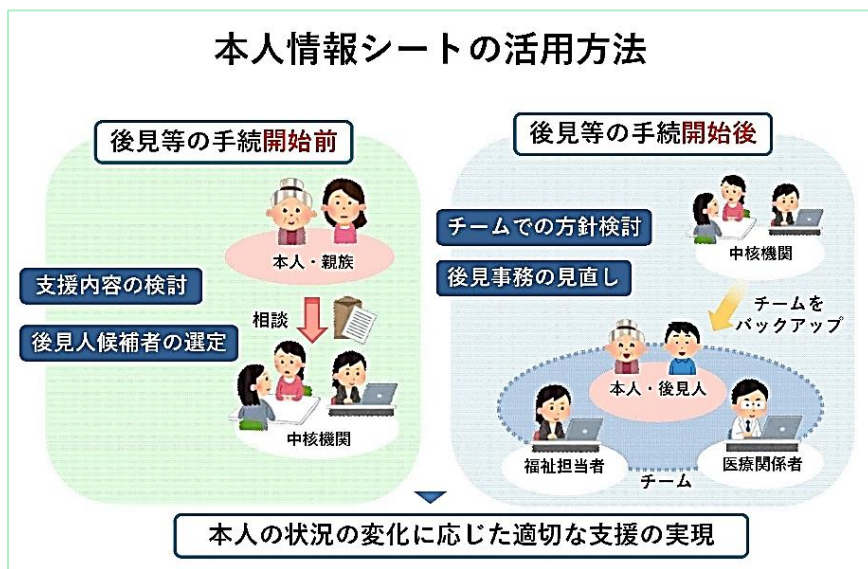
第三に、後見等の手続の開始前や開始後の中核機関や後見人を含む地域連携ネットワークにおける支援内容等の検討資料としての活用です。後見等の手続開始前には、本人やその家族、あるいは地域包括支援センターの職員等が、本人情報シートを持って中核機関に相談

本人情報シートの活用方法



し、中核機関において、本人に対する支援の内容等を検討する際の資料として活用したり、本人にふさわしい後見人候補者を選定する際の資料として活用したりすることができると考えられます。

本人情報シートの活用方法



さらに、後見等の手続が開始された後には、後見人を含む身近な親族や福祉、医療、地域の関係者によって構成されるチームにおいて、後見等開始時に作成された本人情報シートの内容を確認しながら、本人の心身や生活の状況の変化に応じて、今後の支援方針について検討したり、従前の後見事務処理の方針について見直したりすることも有効であると考えられます。

例えば、中核機関の中の福祉担当者において本人情報シートを作成したり、時の経過を踏まえて修正をするなどして、シートに記載されている情報の精度を高めていき、後見等開始の申立てのために限らず、チームで支援方針について継続的に検討する際の資料として活用することもできるのではないかと思います。





成年後見制度の利用にあたって、本人情報シートがないと申立てができないのでしょうか。

本人情報シートは、これがなければ後見開始の申立てができないというのではなく、あくまでも、可能な場合には医師の診断の際に渡していただき、裁判所にも提出していただきたい書面です。もっとも、本人情報シートを利用することで、より適切な医学的診断が行われ、本人にとって適切な後見人が選任されるといった

運用の改善が期待できますので、できるだけ多くの事案で本人情報シートが作成され、活用されることが望ましいと考えています。本人情報シートの趣旨や必要性を御理解いただき、ぜひ周知や作成に御協力いただきますようお願いいたします。



本人情報シートを記載する際に、把握していない項目や書きづらい項目がある場合はどうすればよいのでしょうか。

本人情報シートには、シートの作成時に福祉関係者が把握している客観的な事実を書いてもらえればよく、記載にあたり、本人の状況について改めて調査を行っていただく必要はありません。また、本人情報シートは、本人を支援する複数の関係者といったチームで作成していただくことでもかまいません。

本人情報シートの意見にわたる部分については、新たに本人を支援することになる成年後見

人等や家庭裁判所にとっても大変参考となる情報ですが、本人情報シートは、あくまで福祉関係者が把握している本人の日常生活や社会生活の状況に関する情報を共有し、本人の支援に活用するために導入した書面ですので、書ける範囲で御協力いただきますようお願いいたします。



運用開始に向けたスケジュールを教えてください。

最高裁判所は、新しい診断書の書式と本人情報シートの書式のほか、ガイドラインになるものとして、医師や福祉関係者向けの「成年後見制度における診断書作成の手引」と「本人情報シート作成の手引」を作成しました。「本人情

報シート作成の手引」には、本人情報シート作成のポイントや記載例を掲載しています。

現在、平成31年4月の運用開始に向けて関係機関等への周知を進めています。

改定後の診断書と本人情報シートの書式や手引は、平成31年4月以降、裁判所ウェブサイト内の後見ポータルサイト (<http://www.courts.go.jp/koukenp/>) にも掲載しますので、そちらもぜひご覧ください。



2. 岐阜県関市、中核機関を設置

岐阜県関市では、平成31年3月1日より、中核機関として、関市権利擁護センターを開設しました。開設にあたり、市長の定例記者会見で公表しました。

今年度から関市で取り組み始めた『地域共生社会の実現』に向けた重点施策である権利擁護支援体制整備を推進するうえで、成年後見制度の利用促進は重要な課題としています。関市権利擁護センターは、まずは広報・相談窓口を置



くことからはじめ、徐々に機能を広げていき、今後、虐待防止、



自殺防止など権利擁護全般に関わる機能を増やし、関市の権利擁護の番人となれるような体制整備を考えています。担当の関市福祉政策課福祉総合相談室は、「社協はじめ多くの機関と連携しながら、『オール関市』で権利擁護ネットワークを構築するためのきっかけとしたい」と話しています。

関市権利擁護センターの概要	
名称	関市権利擁護センター
設置場所	関市健康福祉部福祉政策課福祉総合相談室
設置日	平成31年3月1日
設置種別	市単独直営型中核機関
相談対象	関市民、支援者、支援機関
業務内容	広報・啓発、相談支援、後見人支援、支援機関のネットワーク構築 等

権利擁護センターの案内表示は、床に貼り付けた絵が立体的に見える「錯視サイン」を使っているそうです。

記者会見を行うことで、直接、市としてのメッセージを住民に伝えることができますし、新聞記事などに取り上げてもらえれば、より多くの人に、中核機関ができていることを知っていただくことができます。グッドアイデアですね！

